

韓国の教育現場における特殊教育及び統合教育の現状

李 熙馥

(インクルーシブ教育システム推進センター)

要旨：本稿では、当研究所の諸外国の最新動向に関する情報収集の一貫として、韓国の教育現場における特殊教育及び統合教育の現状について実地調査を行った内容を報告する。韓国では、障害のある幼児児童生徒においては、幼稚園から高等学校まで義務教育である。特殊学級は、統合教育を推進するために通常の学校に設置された学級として定義されており、個別指導が必要な教科のみを特殊学級で学習する形態である。高等学校の特殊学級では、主に職業教育が行われていた。

統合教育に関しては、ピア・サポーターの運営、障害者差別禁止法に基づいた障害者の人権に関する教育、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに参加するサークルの運営、読書活動等で障害理解を促進する活動が行われていた。これらの取組は、今後の日本のインクルーシブ教育システムの推進や充実に向けて多くの示唆を与えるものであると考えられる。

見出し語：韓国，特殊教育，統合教育，インクルーシブ教育システム

I. はじめに

当研究所では、インクルーシブ教育システム構築や推進に資する、諸外国の最新動向に関する情報を収集し、発信している。本稿は、当研究所の諸外国の最新動向に関する情報収集の一貫として、韓国の教育現場における特殊教育（「特別支援教育」を指す）や統合教育（「インクルーシブ教育」を指す）の現状について、実地調査を行った内容について、報告する。

実地調査の期間や訪問先は、以下の通りであった。

- ・期間：2017年7月17日（月）～7月21日（金）
- ・訪問先：ソウル市，大田（デジョン）市，牙山（アサン）市にある、公立の初等学校（2校）・中学校（1校）・高等学校（2校），計5校

韓国の教育体系は、初等教育（6歳～11歳）、前期中等教育（12歳～14歳）、後期中等教育（15歳～17歳）、高等教育（18歳～）となっており、前期中等教育までが義務教育である。その中で、障害のある幼児児童生徒に対しては、2007年に施行された「障害者等に関する特殊教育法」において、就学前教育から後期中等教育まで、義務教育となっている。同法により、3歳児未満の障害のある乳幼児については、無償教育を実施している。

障害のある子どもの学びの場は、特殊学校（「特別支援学校」を指す）、特殊学級（「特別支援学級」を指す）、通常の学級がある。特殊学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、情緒障害を対象とした学校がある。その中、知的障害の特殊学校が、全体の69.9%を占める（教育部，2017a）。特殊学校に在籍している障害のある児童生徒は、図1のように近年は横ばいの傾向にあり、全初等教育・中等教育対象児の0.44%を占めている（教育部，2017b）。

特殊学級は、統合教育を実施するために一般学校に設置した学級として定義されており（障害者等に関する特殊教育法第2条第11項）、通常の幼稚園から、初等学校（「小学校」を指す）、中学校、高等学校等に設置されている。韓国の特殊学級は、障害種別による分

II. 韓国における特殊教育及び統合教育の政策の現状

韓国は、東アジアに位置しており、約10千km²の面積（日本の約1/4）に約5,150万人の人口（2015年12月現在）がある。国際学力調査では、読解力や数学、科学分野において上位の成績を占めており、大学進学率は約70%である（2014年）等、教育を重視している。

類はしていない。特殊学級における在籍率は、0.81%であり、図1のように年々増加している（教育部，2017b）。

通常の学級は、すべての教育活動を通常の学級で行うことで、全日制統合学級ともいわれる。図1に示すように、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の数は、0.27%であり、特殊学級と同様に増加傾向にある（教育部，2017b）。これらの3つの教育の場に在籍する初等中等教育段階における障害の児童生徒は、1.52%を占める。

2007年に施行された「障害者等に関する特殊教育法」では、上記の義務教育や無償教育の実施のほか、差別の禁止や、統合教育の強化等についても規定した。同年には、国連の「障害者権利条約」に署名をし、翌年に批准し、韓国国内では障害者差別禁止法が施行されている。このような動きからすると、国際動向の大きな流れを踏まえて、韓国の特殊教育に関する法的整備を行ったと推察できる。2007年は、日本においても、特別支援教育が本格的に実施された重要な節目の年である。韓国と日本が同じ時期に、障害のある子どもの教育の充実に向けて大きな一歩を踏み出したことは、これからの韓国の動向について注目する意義を示唆する。

Ⅲ. 韓国の公立学校における特殊学級での指導の様子

1. 公立学校における特殊学級の指導の概要

韓国では、障害のある児童生徒が通常の学校で教育

を受ける際、通常の学級に在籍することになる。学校生活は、基本的に通常の学級で行いながら、国語や数学等、個別の指導が必要な授業のみを、特殊学級で受ける。どの授業を特殊学級で学ぶかは、本人の実態はもちろん、本人や保護者の意向を尊重しながら必要な科目と時数を設定するという。保護者の意向は、個別化教育計画（「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」にあたる）にも明記される。子どもが通常の学級の授業にどの程度参加してほしいかについて、保護者の意向を聴取し、記載する項目が設けられている。この個別化教育計画は、特殊教育を受けるすべての児童生徒に対して、作成する。特殊学級の時間割は、最少人数の指導ができるように調整し、可能な限り通常の学級での時間を増やすように工夫するという。

特殊学級の指導は、特殊教育の教員が主として行い、実務員（「支援員」にあたる）が支援を行う。韓国の特殊教育の教員の免許状の保有率は、98.7%（教育部，2017b）と高い。その背景の一つとして、日本と韓国の免許状取得に係るシステムの違いがあげられる。日本では、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校の教諭免許状の取得と、特別支援学校教諭免許状の取得が必要である。一方、韓国では、特殊教育教諭免許状のみの取得が求められる。

2. 高等学校の特殊学級における指導の様子

高等学校の特殊学級では、主に職業教育が行われている。今回訪問した、A高等学校では、タブレットやスマートフォンのアプリを活用した職業教育が行われていた。A高等学校には、知的障害や肢体不自由、聴

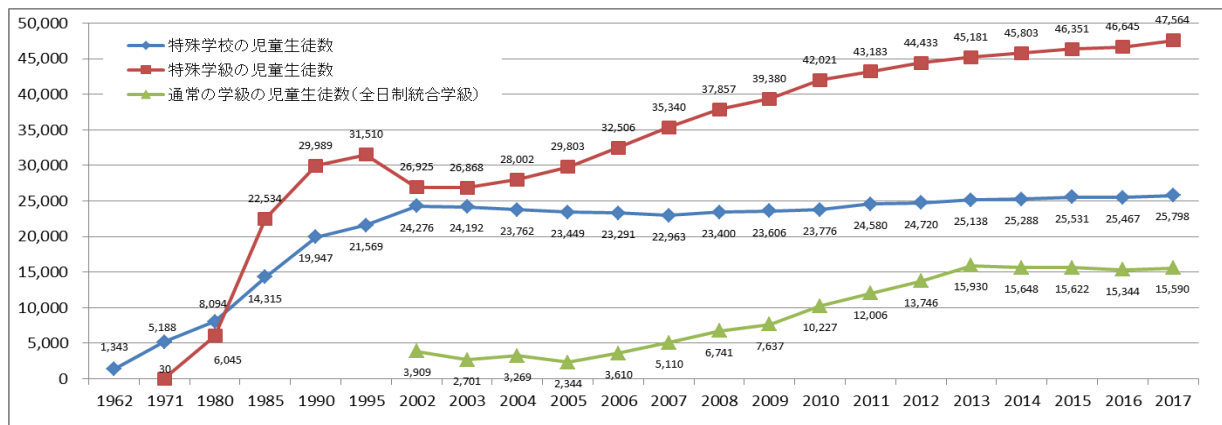


図1 韓国の各学びの場に在籍する障害のある児童生徒数の推移（教育部，2017b）

覚障害のある生徒（全生徒数の2.1%）が在籍しており、聴覚障害のある生徒はすべての教育活動を通常の学級で行っている。訪問した時、A高等学校の特殊学級では、知的障害と肢体不自由のある生徒を対象に、職業教育として郵便物の分類作業に関する授業が行われていた。まず、タブレットのアプリを用いて、郵便物の



写真1 アプリを用いた授業場面



写真2 郵便物の分類作業の様子

住所をみて、どこの箱に分類すれば良いかについて学習を行い（写真1）、実物で練習（写真2）をする流れの授業であった。A高等学校は、タブレット等のICT機器を活用しており、アプリを用いた学習は、生徒の職業への興味を高める効果があるという。職業教育に用いられるタブレット等の機器は、地域にある職業移行教育センターから借用し、アプリは、A高等学校の特殊教育教員が製作したという。

B高等学校では、職業教育に関する地域の拠点校として、様々な職業教育が行われていた。就労準備プログラム、職業技能プログラム、自立生活プログラムが設けられており、履歴書の作成や面接、職場でのマナーや礼儀、資格取得のための指導、料理実習等の指導が行われていた。職業技能に係る指導内容としては、包装や、組立、菓子やパン作り、バリスタ教育、椎茸の栽培等があった。特に、写真3のように、バリスタ教育は、校内のカフェのような実習室を設置し、制服を着用し、実習を行っていた。コーヒーの入れ方から、衛生面の指導、後片付けまで、細やかな指導がなされていた。

このような職業教育を受けたB高等学校の障害のある生徒の進路先として、昨年度の卒業生の6名のうち、2名が就職、2名は専攻科への進学、2名は他教育機関（パティシエー教育専門機関等）への進学が見られたという。



写真3 B高等学校の職業教育の様子

IV. 韓国の統合教育の取組

訪問した5校から、韓国の教育現場における統合教育の取組について、以下4点について述べる。

1点目は、ピア・サポーターの運営である。障害のある児童生徒が在籍する通常の学級の中で、ピア・サポーターを選出し、障害のある児童生徒への支援を行う。ピア・サポーターは、学級通信等の整理を手伝うサポーターや、筆記支援を行うサポーター、移動支援を行うサポーター、特殊学級での授業を支援するサポーター等、役割を細かく分けている。その理由は、役割を明確にすることと、ピア・サポーターとなる通常の学級の児童生徒の負担感を最小限にするためであるという。ピア・サポーターの負担が大きくなると、障害に対してネガティブな印象をもってしまう等の逆効果が生じやすく、それを防ぐために最小限の役割を与えているという。特に中学校・高等学校においては、ピア・サポーターになった生徒に、ボランティア履歴として点数が付与され、大学入試時に有利になるメリットがある。学校によっては半期、あるいは1年間のスパンで運営されている。

写真4は、C中学校の様子である。通常の学級で授業を受けている場面で、脳性麻痺と言語障害のあるD君に対して、ピア・サポーターが支援を行っている様子である。訪問した時は、プログラミングの授業が行われており、D君が作業したい内容を文章カードから選ぶと、ピア・サポーターがそれをパソコンに入力する支援を行っていた。

C中学校のピア・サポーターについては、生徒の参

加意識は高いという。障害による認識の差もみられており、肢体不自由のように目に見える障害に対しては、寛容であるが、知的障害や自閉症等、目に見えない障害に関する理解は、まだ不十分であるという。

初等学校においては、遊びや活動の仲間としてのピア・サポーターが運営されていた。



写真4 C 中学校のピア・サポーターによる支援の様子

2点目は、障害者の人権に関する教育が盛んに行われていることである。2008年の障害者権利条約の批准に伴い、同年に韓国国内で施行された障害者差別禁止法に基づき、障害のある児童生徒や、障害のない児童生徒に対して、障害児者の人権に関する教育を年1回～2回実施しているという。さらに、通常の学級の児童生徒を対象に、視覚障害の体験、点字体験、障害者に会った時のマナーに関する教育も行われているという。

C 中学校の廊下には、障害のある友達に会った時の対応についてのポスターが掲示されていた（写真5）。ポスターには、＜助けが必要な時に助けてあげてください＞や、＜できる部分は自分でやれるように待ってください＞、＜ゆっくりやさしい言葉で教えてください＞等の内容が書かれていた。さらに、C 中学校の特殊学級には、障害者差別禁止法の条文を掲示しており、意識づけている様子もみられた。



写真5 C 中学校の廊下に掲示されていた、障害のある友達に会った時の対応について書かれたポスター

E 初等学校の場合は、通常の学級に、「私たちの権利」というイラストが入ったポスターが掲示されていた（写真6）。＜健康である権利＞、＜差別を受けない権利＞、＜障害がある場合、特別な配慮を受ける権利＞、＜けがをしないように見守られる権利＞、＜権利の友達－責任＞という内容である。子どもの理解度を考慮した掲示が印象的である。



写真6 E 初等学校の通常の学級に掲示されている、子どもたちの権利に関するポスター

3点目は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに参加するサークルの運営である。A 高等学校では、ICTに関連したサークルが運営されており、E 初等学校では、障害のある児童と障害のない児童がペアになり、カメラで写真を撮るサークルが運営されていた。また、B 高等学校では、障害のない生徒と障害のある生徒を、7：3の比率で構成し、職業教育で行っている菓子やパン作りのサークルをはじめ、ボードゲーム、手話等のサークルを運営していた。いずれの学校も、特殊学級での取組や学校資源をうまく利用して、インクルーシブな学校づくりにつなげているのがわかる。

4点目は、障害理解を促進する活動を行っていることである。E 初等学校では、3年生から障害のある児童が在籍する通常の学級に、当該障害に関連する図書を配置し、読書活動を行っているという。例えば、肢体不自由のある弟の世話でいつも友達とは遊べない主人公の話について描いた絵本を読んだ後、本の主人公に手紙を書く活動を行っていた。これらの活動を通して、通常の学級に在籍する障害のない児童の障害に関する理解を促進しているという。

韓国の教育部資料（2013）によると、第4次特殊教育発展のための5カ年計画（13～17）の重点課題とし

て、「障害のある児童生徒の人権保護及び教育の強化」、「統合教育の環境における障害のある児童生徒への支援の強化」、「障害のある児童生徒の進路・職業教育の強化を通じた進路の多様化及び就職率の向上」等の11項目が掲げられている。上記のような統合教育の取組が活発に進められてきていること、高等学校の特殊学級では職業教育が充実されていることは、このような韓国の政策の反映ともいえるだろう。

統合教育を進めている特殊教育の教員は、教育現場でどのような課題点を感じているかについて、訪問した学校の教員に質問をした。訪問した学校の特殊教育の教員からは、障害のある児童生徒への教育や統合教育は充実されているとの回答が得られた。一方で、統合教育を進める上で通常の学級の教員との連携の難しさや疎外感を感じるとの回答もあった。充実していると回答した教員が勤務する学校は、特殊教育の教員が複数名配置されており、チームで動くことができているとのことであった。チームで動くことで、校内での発言に影響力があるという。一方で、連携の難しさや疎外感を感じると回答した教員の学校は、特殊教育の教員が一人のみ配置されていた。このような状況からすると、特殊教育の教員が通常の学校で円滑に特殊教育や統合教育を進めるためには、チームの存在が大きいことが示唆される。この点は、日本の特別支援教育コーディネーターの中でも、校内で影響力のなさや職員間の共通理解の難しさを感じているとの調査結果（国立特別支援教育総合研究所，2016）とも同様である。韓国においても日本においても、通常の学校で特別支援教育やインクルーシブ教育システムを推進していくためには、特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育の教員を中心とするチーム作りや、特別支援教育を推進する教員を支える体制が求められるだろう。

V. まとめ

韓国の特殊教育や統合教育は、2007年を期に充実されてきている。無償化による障害のある乳幼児の早期支援の充実、幼稚園から高等学校まで義務教育、さらには卒業後の生涯教育の充実も第4次特殊教育発展のための5カ年計画の重点課題として位置づけられてい

ることから、生涯を通じた支援の充実を目指していることがうかがわれる。

統合教育に関しては、2008年に批准した障害者権利条約や障害者差別禁止法に基づいた障害のある児童生徒の人権に関する教育を行う韓国の取組は、日本においても大きな示唆を与えていると考えられる。日本においても、2014年1月に障害者権利条約に批准し、2016年4月から障害者差別解消法が施行されており、障害者差別解消法で求めている、差別の禁止や合理的配慮の提供について、学校現場に確実に周知していくことが、今後のインクルーシブ教育システムの推進を進める一つのきっかけになる可能性が考えられる。

また、2018年度から高等学校において通級による指導が開始される。すでに高等学校において障害のある生徒に対し、進路や職業に関する教育を行ってきている韓国の取組から、高等学校に在籍する障害のある生徒への指導において、卒業後の進路や就職を見据えた指導の充実について考えていくことが必要であると考えられる。

付記

本稿の内容の一部は、『季刊 特別支援教育 No.68 (2017)』に掲載されている。

引用文献

- 韓国教育部（2017a）. 特殊教育年次報告書.
http://www.nise.go.kr/upload/nise/popup/operation/data/3/annual_report_2017.pdf（アクセス日，2017/12/01）
- 韓国教育部（2017b）. 特殊教育統計.
http://www.nise.go.kr/upload/nise/popup/operation/data/2/state_research_2017.pdf（アクセス日，2017/12/01）
- 韓国教育部（2013）. 第4次特殊教育発展のための5カ年計画.
<http://www.moe.go.kr/newsearch/search.jsp>（アクセス日，2017/12/01）
- 国立特別支援教育総合研究所（2016）. 地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究—学校間連携及び県・市町村間連携を中心に—. 平成28年度地域実践研究（中間報告書，未公開）.